

第5回 和歌山県河川整備審議会
河川整備計画部会会議録

日 時：平成27年11月10日(火)14時40分～

場 所：和歌山県民文化会館 3階 特設会議室

○県より挨拶

○委員の紹介

○会議録署名委員の指名

○議長 それでは4の議事にうつります。二級河川日高川水系河川整備計画（原案）について、県より説明をお願いいたします。

○県 説明に入ります前に本日の資料の取り扱いについてご審議をいただきたいと思えます。貴重種の位置情報を含む資料3、二級河川日高川水系河川整備計画（原案）参考資料の中で、該当ページを抜き出した資料、資料3-2という形で抜き出しております。こちらにつきましては運営規定第2条第4項の規定に基づいて非公開とさせていただければと考えておりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 はい、ただいまご説明のありました資料3-2について非公開とすることについてご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 はい、ありがとうございます。それでは資料3-2につきましては非公開ということですのでよろしく申し上げます。引き続き説明をお願いします。

○県 それでは前方のスクリーンの方で説明をさせていただきます。また、もし見づらいうでございましたら資料4という形でつけさせていただいておりますのでそちらの方をご覧いただければと思います。では座って説明をさせていただきます。

本日につきましては、前回の部会のでいただきましたご意見とその対応について、あとパブリックコメントでのご意見とその対応について、あとその他、変更点につきましてご説明をさせていただければと考えております。

まず、最初に前回の部会でいただいたご意見とその対応でございます。

一つ目でございますが、治水の現状と課題の中での表現の問題ではございますが、全川にわたり流下能力が低い中・上流部とはどこを指すのか、ということで、ダム下流についての記載でしたが、それがまた中・上流部という形で表現されていると非常に分かりにくいというようなご意見をいただきました。

こちらにつきましては表現の問題ではございますが、より具体的に場所をお示しすることで、どの辺りのことがしっかり分かるようにということで、赤字で修正をしておりますが、「椿山ダムの下流でも日高川町域」だとか、「御坊市域」といったそういった形で場所

が分かるように表現を変更しております。

続きまして2つ目でございます。流下能力図の表現の仕方についてございました。横の横断方向のグラフの表現が非常に分かりづらいということで、次のページを御覧下さい。流下能力図の延長が一定の割合できちんと表現されてなかったということで、どこの位置を指しているのか非常に分かりづらいということで、きちんと流下能力、距離表と間隔をしっかりと合わせるということと、あとはですね、現在の日高川での整備を進めているところがございまして、それがどこまで反映されているのか、というところが何も書いてないと分からないということもございまして、この流下能力を評価しているのはいつの時点の断面かということが分かるように右下に注釈を入れさせていただいております。こちらにつきましては平成25年3月時点の断面で評価したものであるということで整理をしております。

続きまして河川環境の現状と課題の中で動植物の生息・生育環境の現状と課題の部分についてのご指摘ございました。日高川の河口は、日本の重要湿地500にも選定されているということで、動植物にとって重要な生息地であり、希少種もいるというようなことで、記載をもう少し踏み込んだ形でというご指摘をいただいております。そちらにつきましては、動植物の生息・生育環境の現状と課題の中で、日高川の河口部は、環境省選定の日本の重要湿地500に位置づけられ、良好な干潟環境が形成されている、ということ。あと、本文と参考資料もそうなんです、動植物の生息・生育環境の現状と課題の中で、河口部は、ウモレベンケイガニ、トゲアシヒライソガニモドキ、カワアイガイ等が確認されており、特に貴重種としてシオマネキ、ハクセンシオマネキが確認されているということで、少し記載を追加しております。

続きましてこちらでも表現の問題でございます。魚類でカマキリ（アユカケ）と、アユカケ（カマキリ）と表現が統一されていなかった部分につきましては、今回表現を統一した形でカマキリ（アユカケ）と表現させていただいております。

続きまして外来種が具体的にどのようなものがあるのかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、外来種を表に整理しておりますが、外来種の方は確認されておまして、こちらにつきましては参考資料の方に反映をさせていただいております。

以上が前回の部会でいただいたご意見についての対応ということで、続きましてパブリックコメントでのご意見とその対応についてということで、今年の9月18日から10月19日の31日間、1カ月パブリックコメントを実施しております。いただいたご意見とい

たしましては 8 件 17 項目についてご意見を頂いております。

まず 1 つ目が計画規模についてのご意見でした。

平成 23 年 9 月の洪水を経験したにも関わらず、今回の整備計画の規模が 3,100m³/s となっているということについて、こちらにつきましては本文の方にも記載させていただいておりますが、将来的には既往最大を目標としますが、相当の長期間を要するというところで次に大きな規模の洪水に対応するという今回の整備計画の考え方について示させていただいております。

2 つ目でございます。2 つ目は貯留施設。表現としては遊水ダムというような表現をされておりますが、そちらの設置を検討してほしい、ということでもございました。

県の考え方といたしまして、今回の整備計画の原案では、今回の目標として平成 15 年 8 月の洪水につきましては、貯留施設の整備よりも河道での対応というものが費用面等で有利であるということで、今回の河道整備での対応をといることを考えているということを示させていただいております。

3 つ目が堤防の決壊。今年 9 月の関東での鬼怒川の堤防決壊というようなことで、堤防の構造についてご意見をいただいております。こちらにつきましては堤防の構造というものの原則として、土堤が原則だということの考え方、あと今回鬼怒川で決壊した主な要因として越水というものが考えられるということですが、堤防の構造上越水に対して決壊をしないというのは現時点では技術的には困難であると言われていたというようなことで、堤防の構造についての考え方を示させていただいております。

続きまして 4、5、6 いずれも支川の西川に関するご意見でございます。

1 つ目は、西川は非常に勾配が緩やかで感潮区間があるというようなところで河道の掘削に効果があるのか、というようなご意見でございます。こちらにつきましては当然我々もいたしましても潮位を考慮した上で河道の検討をしております。感潮区間においても河床掘削で流下断面が大きくなることで流下能力が向上するということを確認したうえで対応を検討しているということ。

続きまして西川の御倉橋から志賀川合流点までの無堤区間についての整備についてでございます。こちらにつきましても今回の整備計画の中で位置づけているということ。また、河川の整備につきまして下流から上流に向かっていくというのが基本的な考え方でございますが、上下流バランスを考慮して局所的な流下阻害対策についても対策を行っていくというような考え方を示させていただいております。

3つ目が和田川に関するものでございます。西川の支川の和田川について、こちらについて触れられていないので抜本的な対策を検討していただきたい、ということですが、こちらにつきましては支川の対策ということで、西川に流れ込む和田川につきましても西川の水位が下がることで浸水の被害の軽減効果が見込まれるというようなことで支川対策という形で対応したいと考えております。また、さらなる内水被害の軽減につきましては関係機関と検討をしてみたいというふうな考え方をお示しさせていただいております。

続きまして7番目江川についてでございます。日高川の支川の江川につきまして、今年の台風11号の洪水の被害について、整備計画に位置づけの上、早急に河川改修を行ってほしいというふうなご意見をいただいております。こちらについてはまた後ほどご説明させていただきますが、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけを行うということで考えております。

8番目、御坊市の水辺公園・藤井グラウンドの災害復旧についてということで、浸水被害が起こっている、河川敷側でございます多目的グラウンドの浸水被害について日高川の河床の浚渫、土砂撤去というふうなご意見をいただいております。こちらにつきましては今回の整備計画におきまして、御坊市域につきましては現状では流下能力が確保されているということで、抜本的な対策の区間として位置づけはしておりません。ただ今後、著しい支障が生じるような土砂堆積等が生じた場合については、河道断面の維持というのはいっかかりと対応していく、というふうに考えております。

9番目でございますが、若野地区の改修と江川の合流の影響によって下流も変化しているということで、野口側の堤防の法面をコンクリート張りしてほしいというご意見をいただいております。こちらにつきましては河川の堤防につきましては計画高水位までの水位について安全に流下させるということで堤防の構造等決定をしております。ご意見いただいている区間については必要な護岸が整備されているという考え方をお示しさせていただいております。

続きまして10番目、こちらは低水護岸の整備についてのご意見でございます。こちらにつきましても低水護岸は順次必要な整備については行っているところでございますが、平常時からの巡視や点検等、機能の不具合等を発見した場合はしっかりと対応を行っていくというふうに考えております。

11、12番につきましては個別の個所の護岸の修繕なり護岸の整備というご意見でござい

ます。そちらにつきましてしっかりと現地を確認し、今後も浸食するようであれば適切に対応するというようなことと、もう1件12番につきましては農林水産省の災害復旧事業で対応されるというふうに聞いております。

13番目、こちらは避難に関するご意見ということで、水位の状況が分かりやすいように橋梁等に水位表示してほしいというご意見をいただいております。こちらにつきまして、日高川においても避難等判断する水位というものを設定している基準地点におきましては橋梁に写真で示させていただいたような水位表示を行って対応させていただいているところでございます。

14番につきましては、椿山ダムへの魚道の設置のご意見でございます。魚類の降下、遡上のために縦断方向の連続性を確保するというところで、魚道の設置の重要性については認識しているところではございますが、椿山ダムにつきましてはダムの高さが50m以上あるというような大きなダムであるということ。あとダムの上流から下流までの通路の確保が必要だとか、そういった技術面、費用面での非常に課題が大きいというふうに考えておりました、現時点ではなかなか難しいのではないかとというふうに考えております。

15番目につきましては森林整備についてのご意見でございます。こちらにつきましては整備計画でも記載している通り、流域の森林が適正に保全されるよう、関係自治体だとか連携を図りながら対応をしていくということで考えております。

16番につきましては、日高川の河床が上昇しており、砂利の活用とか考えられないのか、というようなご意見でございます。こちらにつきましては、和歌山県では平成23年の台風12号以降ですね、これまでどちらかという抑制的に対応しておりました河川の砂利の一般採取、こちらにつきまして拡大をするということで方針変更を行いまして砂利採取の活用というのを計画的に行っているというようなところでございます。

17番につきましては、椿山ダムの発電利益を還元できないかということでございます。こちらにつきましては河川整備に関するものではないということで、回答はなかなか難しいということで県の考え方をお示しさせていただいております。

以上の17件のご意見が出ております。

続きまして前回ご説明したところからの主な変更点ということで、さきほども少しパブリックコメントでいただいたご意見のところでも申し上げましたが、前回お示しさせていただいた素案の段階で日高川の支川の江川につきましては台風11号で大きな被害を受けたと、被害の状況を調査して対応を検討すると申し上げておりましたが、そちらについて今

回計画的に河川工事を実施する区間として位置づけるということで考えております。具体の記載内容といたしましては、「江川では、既往最大規模の洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。」「江川においては、江川流域に大きな被害をもたらした平成27年7月台風第11号と同規模の洪水を安全に流下させるものとする。」というような記載をしたいと考えております。

今回の台風11号による被害の状況でございます。まず降雨の状況ですが、平成27年7月15日から18日にかけての台風11号で、江川流域内で設置されております山野雨量観測所では時間雨量30mmぐらいの雨が11時間ほど継続するなど、降り始めからの総雨量が560mmを記録しております。こちらにつきましては平成23年の台風12号の時よりも大きな雨だったと、この江川に関していえばですね、というような状況でございます。

具体の被害の状況でございます。お示しさせていただいているうち水色で塗ってある部分が浸水の範囲。赤で記載しているところが護岸や堤防の被災箇所ということで、非常に多くの箇所が被災しているということ。あと緑色でいくつか付け足しておりますが、この辺りだとか、この辺りですね、この辺り緑色で記載しておりますが11棟の家屋の床下浸水被害が発生しているというような状況でございます。概ね家屋の浸水被害が出ている区間といいますと、だいたい日高川の合流点から4.9kmの区間で家屋の浸水被害が発生したというような状況でございます。

これを踏まえまして計画的に河川工事を実施する区間ということで、さきほども申し上げました家屋の浸水被害が発生しました4.9kmの区間について、この平成27年の7月の台風11号と同規模の洪水を対応するというので、河道の掘削、堤防の整備というのをこの江川の4.9kmの区間で位置づけて対応したいというふうに考えております。

今回、変更しましたのは以上でございます。以上で説明を終わります。

○議長 はい、ありがとうございます。前回8月の第4回部会で出た意見、それからパブリックコメントの意見、それから素案からの主な変更点についてご説明いただきました。どこからでも結構ですのでご意見やご質問なり、ご討議ありましたらお願いしたいと思います。

○委員 よろしいでしょうか。

○議長 どうぞ、はい。

○委員 今パブリックコメントに対する回答等について説明があったのですが、具体的にそのパブリックコメントを受けて整備計画の表し方、記述の仕方等に変更のあった点、付

け加えたところはないと理解してよろしいのでしょうか。

○県 このパブリックコメントのご意見を受けて具体的に修正した内容というのはございません。ただ先ほども申し上げた通り、江川のところについては追加をしているということです。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員 じゃ、よろしいでしょうか。

○議長 どうぞ、はい。

○委員 ちょっと教えてほしいんですけども、今回の資料4の3ページになるんですかね、そこにいわゆる流量能力の図が出てると思うんですけど、ここには江川は入ってないんですかね。

○県 本川ですね。

○委員 ですよ。入ってないんですよ。それが1点確認と、2点目はですね、この図を見てですね、今回はここに右岸側と左岸側とあって、現在の流量が出てて、赤い計画高水流量が出てて、基本的には全ての区間で赤を満足するようにやっていくと、そういう考え方でしょうか。それがいわゆる、今回質問に確かパブリックコメントにあった洪水が4,000m³/sであったんだけど、3,100m³/s でいいかということと、どういうふうに対応するのか。ちょっと教えてください。

○県 まず1点目、この流下能力図は本川の流下能力図でございまして江川については含まれておりません。江川につきましては、一番最後のところで江川のところがございしますが、こちらに記載してあるのが江川の流下能力になっております。

続きまして今回の整備計画でこういった形で対応するか、というところではございますが、今回の整備計画の目標が昭和28年、平成23年を最終目標としつつ、平成15年と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を解消するという形で目標にしておりまして、この平成15年の台風10号と同等規模の洪水というのが、赤で引いてあるラインでございます。この不足している区間を全部対応するかといいますと、今回は家屋の浸水被害を解消ということで背後地が住宅となっているところを整備するという事で、例えば流下能力図で不足している区間であっても背後に住宅等が存在しないようなところにつきましては今回の整備計画では計画的に工事を実施する区間に位置づけていないというような状況でございます。

○委員 このパブリックコメントの 2 番目で、3,100m³/s という数字が出てて、4,000m³/s という数字が出てて、それから地区としては松瀬は、この流下図でいうところの若野の上流ですか、だからここにはその 3,100m³/s って数字が出てないんですね。

○県 すいません。1 点修正させていただきます。申し訳ございません。ここで赤で入れているラインは基本方針規模でございましたので、いわゆる昭和 28 年の方の洪水の規模でございまして、それが 4,500m³/s。今回整備計画で対応するのはこの地点で 3,100m³/s ということで、もう少し低いライン。資料 3 の 97 ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの流下能力図はこの青いラインは今ここに写し出しているのと同じものでございます。赤いラインが今回の整備の計画対象流量ということで 3,100m³/s というのはこのラインになります。

○委員 それでは実際に、この中でどこを赤線まで満たすかということは今後決めていくということになるんですね。

○県 資料 3 の 78 ページをご覧くださいませと思います。こちらの中で先ほど申し上げた流下能力が不足している、また背後地が住宅であるところを計画的に整備する区間ということで整理をいたしまして、具体的には日高川の本川ではここで示してあるところで整備をするということで考えております。

○委員 なるほど分かりました。そうすると、この区間が整備されるのですね。そうすると、今言ったですね、97 ページの中で赤線が満たされるというのは、その区間だけになりますね。それは今言った 78 ページを見なさいということですね。

○県 どこを整備しているかっていうことですね。

○委員 そうです。

○県 そちらについてはですね、今回、整備計画のどこの区間を計画的に整備する区間かというのは整備計画自体にも記載しているところでございます。具体的に言いますと、資料 2 が整備計画そのものになるんですけども、こちらのほうで 19 ページ、20 ページで計画的に河川工事を実施する区間ということで、19 ページは一覧の形でここからこの区間ということで、20 ページでは図でお示しをさせていただいております。

○委員 そういうことですね。

○議長 97 ページの図で、この 19 ページの表の箇所を落としていってもらえると分かりやすくなるかと。

○委員 そう言いたかったんですけど。

○議長 ですね。

○委員 そうです。おっしゃる通りです。

○議長 数字でね、何キロで書いてあるからこの横軸見ていけば分かるが。

○委員 ここがやっぱり一番分かりやすいと思うんで、そうすればどこの区間が整備されたかよく分かるし、それであともう一つはですね、97 ページの図ではどこが弱いかが分かるんですね。

○議長 まだ残るのはね。

○委員 そういうことも分かりやすい。だからそういう点ではやっぱり一番、もちろん今回は人家のあるところを治したんだけど、人家がないんでしないんだけども弱いところもあるし、弱いところは実際にある程度水が増えてもいいところかどうかですね。例えばそういった田んぼだったりとか、そういうところは僕はいいと思うんですね、そういうような確認にも使えると思うし。

○県 前回の部会の中でですね、その流下能力が不足する区間、あと背後地の状況、浸水被害の状況を、この延長方向で整理した資料をつけさせていただいておりましたので、今回修正箇所を主に説明したので、ちょっと資料の中に盛り込んでおりませんでした。こちらの方を参考資料等で、盛り込んでいくという形で、流下能力が不足している区間がここで、背後地が住宅のところはここで、といった整理した資料がございますので、そういったものを盛り込んでいく形で対応させていただければというふうに考えております。

○議長 他いかがでしょうか。

○委員 じゃ、ちょっとないのであれば1点だけ。たまたま今回、江川で非常に降水量が多かったんで、浸水したんですね。それで今回そういう追加になったと思うんですけども、非常に難しい判断で、これどうこうという話じゃないんですけども、結局、洪水なかったらここまでしなかったんですね。

○県 今回の洪水を経験する前の段階では、日高川のちょうど江川が合流する区間、そのところが、ちょうど日高川本川の狭窄部になっておまして、水位が非常に高くなりやすいところで、そこの引堤工事をして日高川の本川を下げることで、これまでの江川自体の浸水被害の形態というのはどちらかというと日高川の本川の水位が上昇して江川が本川に流れ込みにくくなることによる被害が、いわゆる内水被害がこれまでの主な浸水形態というふうに考えておりましたので、日高川の本川の水位を下げて江川の合流点をもう少し日高川に流れ込みやすくすることで、浸水被害の軽減が図られるであろうというのを元々想

定しておりました。ただ今回、非常に大きな被害が発生したということで、さらなる対策というものを今回位置づけたところでございます。

○委員　そういうことですね、だから今後非常に難しいですね。今までの統計的なものを超えていくようなものが増えていくだろうし、今回はそういうのをある程度想定しながら全体の計画たててそれで人の多いところに関して、こう手厚くやるということで。だから、今回江川がたまたま洪水になったからそこをやったんだけど、ちょっと大変難しい問題だと思いましたね。

○県　今回の整備計画自体、現時点でのこれまでの浸水の状況だとか、被害の状況だとか、これまでの雨の降り方だとか、今ある現時点での情報で、現時点でどういった整備をするかといところを決定しておくこととなります。ただ、これを決めたからといって20年間、例えば整備計画を決めたら一切ここから動かないかという、当然そういうものではないと思っております。例えば県の河川の中でも那智川では一度策定しました整備計画を変更して、整備計画の期間内でもさらに大きな洪水が発生したということで一気に対応するというような整備計画変更等もございます。当然その時その時の情勢の変化だとかも踏まえて必要に応じて変更はしていかなければならないというふうに考えております。

○委員　すいませんね、色々。ようはこういうことなんですね。近年温暖化が原因だと思うんですけど、非常に降雨のパターンが変わってて、どちらかという降水量が増える傾向があつて、今までの過去の履歴では100年に1回だったのが、10年に1回という確率が非常に高くなっている、上がっている場合もあります。そうした時に、一方で予算の問題もありますから非常に難しい問題だと思うんですね。じゃ、そういった時に、私は今回いいと思うんですけども、すべては守れないと思うし、一方で守れないからしょうがないじゃなくて、こういうことを想定してですね、それで今言ったように超えた時に、人災は避けましょう。それである程度水没してもいいようなという言い方をすると流域に怒られちゃうかも知れないけど、そういったことしていかないと、全部守れないと思うので、だから流量の能力図というのは非常に重要になってきて、その中でどこを見ていくのか。おそらく今言ったようにこの赤線をなるべく上に上げた方がいいと思っておりますけども、それは中々非常に難しい、コストの問題もありますからね。そういった全てを赤をクリアできないと思うんで、今回赤を決めたから絶対そうじゃなくって、今たまたま江川で起こったように、予測が非常に難しい雨が降る可能性がある、そうした時にどこを守っているのかということを見る上で、やっぱりこの赤と青の関係ですね、流下能力図っていうのは非常

に重要になってきて、そこでどこを守っているか。万が一、こういう場合あるだろうし、その時にはどういう対策、またどういう配慮ですね、ソフトとか、そのへんも入ってくるんじゃないかと思ったんですね。

○県 特に流下能力図というのは一つの河川の能力を示す上で非常に重要な指標になると思います。またご指摘のようにこれまでの雨の振り方がだいぶ変わってきているというようなことも言われておりますし、あとはそれを全てハードで対応するというのは中々難しいということもございます。

先般、水防法も改正されて、これまで計画規模で考えていたよりも大きな洪水に対してもどういふふうに対応していくのかということで、よりソフト面での充実というところも言われておりますし、先日の関東、東北での洪水を踏まえて、堤防がどこが危険なのか、そういったところをしっかりと住民の方々によく見ていただいて、どういうところが気をつけないといけないのかと、そういったソフト面での対応というところも非常に重要になってくるというふうを考えております。そしてそういったところもまた検討していかないといけないのかなというふうに思っております。

○議長 委員のおっしゃることは全くその通りなのです。実はそういうトータルとしての防災計画はだいたい各自治体が第一にやらなければならないことになっていきますので、ここでしたら自治体は日高町になるのでしょうか、日高川町、御坊…

○県 日高川全体でいきますと色々な自治体となります。例えばさきほどの江川につきましては日高川町とか、そういったところになります。

○議長 その防災計画策定の時に河川側からどの程度、協調されるのは当然だと思うんですけど、加わっていかれるかということですよ。

○県 そうですね。

○議長 ですから避難情報とかそういうものに関してもやはり地元自治体というのは非常に重視されますので、河川側としましてはどちらかといえばこういうハード的な整備をするというのが役割になっているだろうと思いますので、その時にぜひ地元自治体に情報提供していただくようお願いしたいと思います。これはこの部会の話ではなくなってしまうかもしれませんが、お願いしたいと思います。

今の江川については16ページのスライドで見ますと、現在は流量的には100m³/sぐらいと見てよろしいんですか。

○県 概ねそのぐらいの流下能力になっています。

○議長 それを 250m³/s まで引き上げるということですから、相当大きい上げ幅になっていると思います。

他いかがでしょうか。

前もちょっとお願いしたと思うんですけども、このパブリックコメントなんかで出てるのは、やはり下流の方の堂閉川とかの川なんですけれども、そういう川について、これをやればどれくらい被害が減るのか、ということを全体として分かるようなものにして地元におろしていただくと非常に理解が得やすいんじゃないかというふうに思っております。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま色々ご意見賜りましたが、大きく修正しなければならない点はないかと思しますので、本日の日高川河川整備計画（原案）は了承するということにしまして、（原案）を（案）というふうにさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれで河川整備計画部会での審議は終了といたしますので、その後は県の方で必要な手続きを進めてくださるようお願いいたします。

その他、全体を通じまして何かご意見ございますでしょうか。

今後の手続きについて県の方から説明いただけますでしょうか。

○県 本日いただきました（原案）を（案）にさせていただきまして、今後につきましては関係市町からの意見聴取だとか、あとは国土交通省への同意申請といったものが必要な手続きとしてございますので、そういったところの手続きを進めさせていただきたいと考えております、よろしくようお願いいたします。

○議長 そうしましたら先ほどありました有田川のように同意申請が最終的に確定するということですね。

○県 はい。

○議長 ありがとうございます。その他、何か全体通じて意見ございましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして議事を終了いたします。

限られた時間内での審議でしたので、後日もしお気づきになりました点がございましたら県の方まで御連絡下さるようお願いいたします。進行を司会にお返しいたします。

○司会 本日は多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。

本会でご審議いただくことは、以上となります。

それでは、これもちまして、「第5回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会」を終了させていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(閉 会)